

## 第2部 米国のPPPに係る主要な論調

ここでは、近年の米国における官民パートナーシップ（PPP）に関する論調のうち、連邦交通省、連邦会計検査院、連邦交通省の高官、南カリフォルニア大学ケストン研究所及びリーズン財団の見解を掲載する。以下に掲載した文献の概要を示す。

なお、これらの文献は、発行者の許可を得て、当機構又は当機構の委託により(株)三菱総合研究所が独自に翻訳したものであり、翻訳の間違い等についての責任は、すべて翻訳者にある。

### ①米国連邦交通省レポート ..... 34

「イノベーションの波：合衆国の高速道路及び公共交通インフラにおける発展する民間部門の役割に関する最新情報」（2008年7月）

この報告書は高速道路及び公共交通のPPPを積極的に推進しようとする連邦交通省の基本的な方針を説明したものであり、内容は、PPPの利点、過去3年間の米国におけるPPPの導入状況、伝統的なインフラ整備手法の限界とPPPによる解決の方法、PPPのリスクとその解決方法を提示している。

### ②米国会計検査院（GAO）の連邦議会への報告書 ..... 110

「高速道路PPP 潜在的な便益を確保し公共の利益を保護するために、より厳格な事前の分析が望まれる」（2008年2月）

本報告書は高速道路PPPに関して、連邦議会からの調査指示に対する回答として作成されたものであり、最近の主要な高速道路プロジェクトの実態調査の結果、①PPPは、公共資金を使用せずに新規施設を整備し、既存施設の価値を現金化できるという利点がある反面、料金が不適切なほど値上げされるというリスクがあること、②米国のPPPプロジェクトの実施に当たっては、公共の利益を保護するための体系的な評価が不十分であること、③全国的な公共の利益保護のためにはより積極的な連邦政府の関与が必要であることを指摘し、より厳格な事前調査を実施するべきであると勧告している。

### ③連邦交通省ピータース長官のコメント（2008年9月） ..... 185

「連邦交通システムの焦点を絞りなおし、改革及び刷新を図るべきときがきた」

この記事は、SAFETEA-LU期限切れが来年に迫っている中で、連邦交通省長官としての意見を表明しているものである。すなわち、現在の交通混雑等の問題を解決するためには、政府中心から市場中心の交通政策に移行すべきであること、連邦政府の役割を①交通の安全性の確保、②インターステート等の全国幹線網の整備、③大都市地域における移動性の確保に絞り込むべきであること、また、連邦資金を有効に活用するためにPPPを積極的に活用すべきことを主張している。

### ④連邦交通省ミネタ前長官のPPPに関する書簡（2006年5月） ..... 191

本書簡は連邦下院の高速道路関連小委員会の委員長に宛てられたもので、現在は高速道路が交通混雑等によりシステムとしてうまく機能していない時代であり、解決策としてPPPを提

唱している。内容は①民営化の利点、②連邦の混雑緩和プログラム、③最近のPPP事例、④連邦交通省のPPP推進施策、⑤今後の動きを説明している。

⑤連邦道路庁カプカ前長官の声明(2005年12月) ..... 199

この声明は、PPPの推進のためのアメリカ大陸サミットにおける連邦道路庁長官代理としての挨拶であり、今後PPPが高速道路整備のための一つの有効なツールとなること、現在の交通渋滞問題解決のためにはPPPによる民間の参加が不可欠であること、前年に成立したSAFE TEALUにおいてPPPの促進施策が取り込まれていること、州政府におけるPPP推進のためにより積極的な取組みが必要であることを主張している。

⑥連邦交通省デュバル副長官の連邦議会交通・インフラ委員会証言(2007年2月) .. 205

これは、連邦下院における交通省副長官としての証言であり、①なぜPPPが魅力的な資金調達手段となったか、②従来の公共政策の失敗とPPPの公共の利益から見たリスクは何か、③PPPにおいて連邦政府は引き続き基準の策定、州政府は実施という役割分担となること、をわかりやすく説明している。

⑦南カリフォルニア大学ケストン研究所レポート(2007年6月) ..... 218

「公共の利益の保護：交通社会資本供給のための長期コンセッション契約の役割」

この論文は、近年シカゴやインディアナ州で導入され大きな論争となっている高速道路コンセッションについて、理論的に整理し、問題解決に向けた方策を提案している。内容は、①従来の方式との本質的な違い（税金→料金、民間からの借入金→民間資本、民間部門による費用節約）の明示、②公共の利益の観点から見た論点（公共部門の経験不足、過小評価の恐れ、前払い金の用途、公共部門の肩代わりの可能性、民間部門のいいところ取り、提案の審査の負担、料金設定等）の整理、③公共部門の意思決定者に提供された情報の適切性についての事例研究、④論点ごとの解決方策となっている。

⑧リーズン財団民営化年次レポート2006年版（抜粋） ..... 263

リーズン財団は、過去20年にわたり、公共事業の民営化に積極的に取り組んでいる非営利団体である。本号は本レポートの創刊20周年を記念して、これまでの世界および米国における民営化の流れと現状についての有益な情報の整理を行っている。

⑨リーズン財団民営化年次レポート2007年版（抜粋） ..... 280

本号は、長期道路コンセッションについての推進派と反対派の論点を整理するとともに、既存の道路のリース及び新規道路の建設のPPPについての米国および諸外国の状況を整理している。

⑩連邦議会財政委員会のエネルギー、天然資源およびインフラ小委員会における「高速道路PPPの課税及び資金調達」に関する税制に関する共同委員会チーフ・スタッフのエドワード・クラインバードの証言 2008年7月24日（要約） ..... 297

これは連邦上院における税制に関する両院共同委員会のスタッフの責任者としての証言であり、アメリカにおける高速道路PPPのうち、特に既設道路のリースにおける連邦法人所得

税の取り扱いについて説明している。

⑪連邦議会財政委員会のエネルギー、天然資源およびインフラ小委員会における

「高速道路PPPの課税及び資金調達」に関するリンダ・カーリスルの証言

2008年7月24日（抜粋） ..... 299

これは連邦上院における連邦所得税の法律専門家としての証言であり、有料道路に対する民間投資の一般的構造とそれらの主要な連邦法人所得税の取扱いについて説明している。